

# 区民提案と「素案」の比較表

## 川崎区区民提案と都市計画マスタープラン川崎区構想「素案」の比較表

(注) この資料は都市計画マスタープランの「区民提案」と「素案」の記述を比較するため、「素案」の作成段階における資料として作業用に整理したものです。あくまで参考資料として御覧下さい。

### 川崎区の全体の構成について

川崎区の区民提案は他区に先駆けて作成され、ワークショップ参加者による作成過程を記すことも含めて作成されています。区民提案には、議論の過程、ワークショップの途中で整理したこと、川崎区の未来のすがた、まちづくりの具体的な提案など、多くの内容が盛り込まれており、区別構想素案の素案と大きく構成が異なります。区民提案の基本的方向を維持しつつ、7区の素案と整合性を図るために、以下のように整理して区別構想素案を作成しました。

区民提案書		区別構想	
P	区民提案であげられた方針記述の項目		川崎区構想「素案」における記述項目等
2	第1章 区民提案とは		
	区民提案と都市計画マスタープラン川崎区構想との関係を中心に、ワークショップでの取り組み経過を含めて解説。		全体構想や他区の区別構想とも整合性を図るために、区別構想には方針の内容を中心に記述しており、位置づけ等は区別構想とは別の冊子の「素案」に記述。
8	第2章 川崎区の未来を考えるにあたって		
	区民提案を考えるにあたり、川崎区の歴史や歴史から学んだこと、現状を把握するための資料や現在の課題などを記述。コラム欄には各回のワークショップで出された意見や中間報告会での意見を紹介。交通体系、都市環境(水と緑、景観)、土地利用、防災の4つの分野に整理。		区民提案の第3章の前提となるものとして、一部、「第1部 まちの現状」や各分野別方針の課題に記述。ただし、個々の細かい具体的な課題については記述していない。
54	第3章 川崎区の未来のすがた		
	川崎区の未来のすがたとして、「川崎区のまちづくりで大切なこと」、「川崎区のキャッチフレーズ」、「まちづくりの5つのストーリー」等を記述。具体的方針の小項目には、第4章の提案シート方式の「まちづくりの具体的提案」の要旨をまとめて記述。		「川崎区のまちづくりで大切なこと」を素案第2部 「めざすべき都市像」の〈都市像の背景・視点〉に整理。「川崎区のキャッチフレーズ」を「めざすべき都市像」の「基本的な考え方」として記述。「5つのストーリー」は「基本的な考え方」の5つの柱として調整し、整理。区民提案の具体的方針は、素案の「基本的な考え方」の小項目において、全体で調整を図り、記述。
79	第4章 まちづくりの具体的提案		

	区民提案第4章は、ワークショップで第2章と第3章の作業を進める中で、ストーリーや基本方針という言葉ではわかりにくく、区民に身近な言葉による具体的な提案がないとイメージができない、といった御意見等を踏まえ、区民提案の第3章の「まちづくりの5つのストーリー」の項目の中から、メンバーの方々が分担して作成した提案シートで構成されています。各提案シートの内容は、要旨として区民提案66ページから75ページの小項目として反映。			基本的な考え方は、区民提案第3章の対応の中で解説したものと同一考え方で整理。提案の趣旨については、それぞれ分野別の基本方針の、土地利用、交通体系、都市環境、都市防災の順番に対応させて記述。ただし、基本方針の記述として整理することができない個別具体の提案についてはマスタープランとしては記述していない。(個別提案シートの一行一行を全て対応させる表は作成していない。)
148	第5章 これからの取り組みに向けて 【要旨】 具体的提案を実現するための考え方や様々な市民参加についてどのように考えたら良いかなど今後の進め方の課題も含めて記述。			全体構想や他区の区別構想とも整合性を図るために、区別構想には方針の内容を中心に記述しており、位置づけ等は区別構想とは別の冊子の「素案」に記述。

内容の対応について

区民提案の第3章(54ページから75ページ)の部分について、区民提案と素案の対応を整理しました。

P	区民提案であげられた方針記述の項目	P	区別構想において対応する項目	川崎区構想「素案」における考え方
	第3章 川崎区の未来のすがた			
54	1)川崎区のまちづくりで大切なこと	8	めざすべき都市像	・川崎区のまちづくりで大切なことの、5つの柱を<都市像の背景・視点>の形で、同じく5本の柱に整理しました。
55	1.ものづくりのまちとして、地域活力のあるまちづくり			区民提案のとおり。
	2.多摩川・海・緑(公園)・歴史に対するあこがれ・期待			「多摩川・海・緑・歴史の資源・資産を活かしたまち」として整理。
	3.誰もが暮らしやすく、安全なまちづくり			区民提案のとおり。
	4.高齢化・小児化・あらゆる年齢層のことを考えるとともに、みんなが快適に暮らせることを前提とする			「高齢者や子どもあらゆる立場の人のことを考えるとともに、誰もが快適にくらせるまち」として整理。
	5.実現(実践)する内容を長期と短期でとらえるとともに、都市(モノ)の整備とコミュニティ形成や川崎らしさなど「形として見えないこと」の両面から考える			「長期・短期の視点からまちづくりを考えるとともに、それらを支える仕組みづくりを考える」として整理。
60	2)川崎区のキャッチフレーズ			

	豊かな生活と自然を育む ものづくりのまち川崎区	8		・区民提案を受けて、川崎区の目指すべき都市像を「豊かな生活を自然を育む ものづくりのまち川崎区」としました。
62	3) まちづくりの5つのストーリーと具体的方針	12		・まちづくりの具体的提案は、「めざすべき都市像」の章で、20年後のまちを展望したまちづくりの目標として、整理しました。さらに、全体構想や他区の区別構想とも整合性を図るために、まちづくりの基本的方針を「都市構造」、「土地利用」、「交通体系」、「都市環境」、「都市防災」の章にわけて、具体的に記述。 ・5本の柱は、分野別の基本方針の、土地利用、交通体系、都市環境、都市防災の順番に対応して、1「魅力ある川崎駅周辺や身近な生活の拠点を育む」、2「安全で暮らしやすい住環境を育む」、3「地域間の連携を強化する」、4「緑や水の環境を活かした潤いのあるまちを育む」、5「臨海部の再生をめざす」の順に整理しました。
66	1. 緑や水などうるおいのある川崎区をつくる	13	【都市像】4「緑や水の環境を活かした潤いのあるまちを育みます」	区民提案の4つの項目を都市像の4つ目の柱「緑や水の環境を活かした潤いのあるまちを育みます」の(1)～(4)の項目で対応。表現はマスタープランとして調整している。
	多摩川の自然をもっと市民生活にとけ込ませる	13	【都市像】(1) 自然環境豊かな多摩川の保全と活用をめざします。	
	多摩川を川から海への行楽の場として整備する	19 19 24 27 38 41	【都市構造】4(1)海に面し、海に開いたまちをはぐくみます (2)多摩川を活かしたまちを育みます 【土地利用】2(3)多摩川リバーサイド地区 5臨海部の産業再生・都市再生・環境再生 【交通体系】3(3)地域の特性に応じた歩行者道・自転車道等の整備 【都市環境】1多摩川の自然を市民生活に活かしていくことをめざします	・多摩川と海とのつながりや多摩川と市街地とのつながりを強化する歩行者空間の改善、多摩川の自然環境を活かした、河川空間の保全と活用について記述。 ・多摩川サイクリングコースについては、川崎殿町・大師河原地区の土地利用転換にあわせて、整備の検討をする旨記述(P.38)
	市街地内にうるおいのある親水空間をつくる	43	4水と緑のネットワークを育みます	・都市環境の章において、公園・緑地や学校施設等の再整備にあわせて、生態系に配慮した水辺空間の整備を記述。(p44)

	富士見公園などの公園を充実させる	13 20 43	(2)富士見公園や身近な公園の充実をめざします 【都市構造】4(3) 緑の拠点となる公園・緑地の整備 【都市環境】3富士見公園や身近な公園の充実をめざします	・大規模公園や身近な公園整備の基本的考え方を記述 ・具体的な方針については、都市構造の章において、(3)緑のネットワークの基本的考え方を記述。さらに、都市環境の章において、3富士見公園や身近な公園の充実をめざす旨記述。
67	緑と水のネットワークをみんなで作る	13	(3)緑と水のネットワークをみんなで作ります	・住民主体の公園緑地の維持管理や地域緑化活動の支援に関する基本的考え方を記述
	実際の緑や水をつなぐこと	20 43	【都市構造】4(3) 緑のネットワークと緑化の推進 【都市環境】4水と緑のネットワークを育みます	・具体的な方針については、都市構造の章において、(3)緑のネットワークの基本的考え方を記述。さらに、都市環境の章において、3水と緑のネットワークを育む諸施策について記述。 ・川崎駅周辺地区については、「緑化推進重点地区」として、緑化空間の創出、公共施設や街路樹・グリーンベルトの整備、旧東海道の文化的資産を活かした緑のまちづくりに市民、事業者と協働して取り組む旨を記述。 ・区民提案にある、貨物線跡地等の緑道整備については、マスタープランでは記述していません。
	住民が緑の計画、植栽、管理に参加できるようなソフトの仕組みづくり	44	同上	・市街地においては、公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努める旨記述。
	旧東海道や川崎宿の史跡を活かす	13	【都市像】(4)旧東海道や川崎宿の史跡を活かした街なみを育みます	・住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、旧東海道の歴史を活かした街なみ景観形成をめざすことや、貴重な歴史的遺産や「ものづくり」のまちとしての「産業文化財」の保全・継承をめざす旨の基本的考え方を記述。
	旧東海道や川崎宿の史跡を活かす	24 44	【土地利用】2(1)旧東海道の歴史を活かした街なみの形成 【都市環境】5地区の特性を活かした心地よい調和のとれた街なみを育みます	・旧東海道川崎宿の歴史的・文化的資源を活かした良好な街なみ景観の形成をめざして、住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援を記述。 ・六郷の渡しの復活の提案については、マスタープランでは記述していないが、多摩川の自然環境の保全・活用については、今後策定される「多摩川プラン」と連携を図っていきます。(p41)
	川崎区に残された歴史の面影を残す	13	(4)旧東海道や川崎宿の史跡を活かした街なみを育みます	・貴重な歴史的遺産や「ものづくり」のまちとしての「産業文化財」の保全・継承をめざす旨を記述。区民提案にあった、大木・洋館の保存、産業の歴史会館については、マスタープランで記述していません。

68	2. 地域間の連携を強くする	12	〔都市像〕3「地域間の連携を強化します」	区民提案の3つの項目を都市像の3つ目の柱「地域間の連携を強化します」の(1)～(3)の項目で対応。表現はマスタープランとして調整しています。
	地域間相互を行き来しやすくする(南北方向)	12	〔都市像〕3(1)地域相互の交流が活発なまちをめざします	・幹線道路網の整備による地域間の連携強化や臨海部へのアクセスの改善、大気汚染や騒音防止など周辺環境への影響の低減に配慮した道路整備、京急大師線の連続立体交差化や交差点の改良による交通渋滞の解消の基本的考え方を記述。 ・具体的な方針については、都市構造の章及び交通体系の章において、記述。
	地域間の横のつながりや臨海部へのアクセスを改善する	18 34	〔都市構造〕3地域間の連携強化をめざします (1)市街地と臨海部との連携 (2)市街地の各拠点間の連携 (3)生活拠点間の連携 〔交通体系〕1地域間の連携を強くする安全で快適な幹線道路網の整備	・川崎駅周辺地区を中心にして、既成市街地から海へ向かう3本の「海への軸」を位置づけ、道路における緑化や沿道の街なみ景観の誘導を図り、緑と景観の質の向上をめざす旨記述。 ・既成市街地と臨海部との連携を強化するために、広域幹線道路や市街地の骨格を形づくる幹線道路の整備による地域間の連携強化を記述。 ・臨海部への鉄道アクセスを向上させるために、臨海部の再編整備の動向にあわせて、JR東海道貨物支線貨客併用化や(仮称)川崎アプローチ線の整備に向けた検討を記述。 ・さらに具体的な幹線道路等の整備の考え方は、交通体系の章において記述。
	川崎区の幹線道路は、東京と横浜を結ぶ重要な道路で交通量が多いが、区民にとっては安全で快適な幹線道路とすべきである	18 37	〔都市構造〕3地域間の連携強化をめざします 〔交通体系〕1(4)環境と人に優しい幹線道路整備	・幹線道路の整備に際しては、街路緑化や沿道景観の誘導を図り、緑の景観の向上に努める旨記述。 ・一定幅員以上の幹線道路の整備にあたって、環境影響を低減するため、道路緑化や低騒音舗装等の道路構造の改善、さらに、道路沿道の環境改善を図るため、沿道環境改善事業の推進について記述。 ・区民提案にある個別路線ごとの整備計画については、平成18年度中に「道路整備計画」が策定される予定ですので、今後10年間に行なわれる事業は、その中で明らかにしていきます。
69	公共交通を中心とした交通体系づくり	12	〔都市像〕3(2)公共交通を中心とした交通体系をめざします。	・JR東海道貨物支線の貨客併用化等、都市間・地域間の連携を強化する鉄道網の整備や地域間を連携するバスによる地域交通体系の整備の基本的考え方を記述。 ・具体的な方針については、都市構造の章及び交通体系の章において、記述。

	便利な鉄道網を整備する	18 37	[都市構造] 3(1)市街地と臨海部との連携  [交通体系] 2(1)鉄道網の整備	・臨海部への鉄道アクセスを向上させるために、臨海部の再編整備の動向にあわせて、JR東海道貨物支線貨客併用化や(仮称)川崎アプローチ線の整備に向け、検討を進める旨記述。 ・公共交通機関網の利便性向上に向けた取組の推進により、過度に自家用自動車に依存しない交通体系の確立と、利用者が安全に安心して、快適に移動できる地域交通環境の形成や鉄道網の整備の考え方を記述。 ・区民提案の臨海部を結ぶ新交通システムや路面電車の復活の検討は、マスタープランに位置づけていない。
	便利なバス体系とする	37	[交通体系] 2(2)地域の公共交通機関網の整備	・公共交通機関の利用促進により、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減を図るとともに、市民生活を支える地域の足を確保していくために、市民と事業者、市が連携・協力し、地域特性や利用者ニーズ等を踏まえた地域交通の改善に関する考え方、諸施策を記述。 ・区民提案における、具体的バス路線については、マスタープランでは、記述していません。
	歩行者、自転車、自動車が共存する道路づくり	13 38	[都市像] 3(3)歩行者、自転車、自動車が共存する道路をめざします  [交通体系] 3歩行者・自転車・自動車が共存し、誰もが安心して歩ける安全で快適な生活道路を整備します	・歩道空間の改善や生活道路の改善、自転車駐車場等の整備、道路緑化に関する基本的考え方を記述。 ・具体的施策については、交通体系の章において記述。(1)住宅地内の狭い生活道路の整備、(2)大規模工場等の土地利用転換における基盤整備、(3)地域の特性に応じた歩行者道・自転車道等の整備、(4)交通安全対策の実施、(5)自転車と共生するまち、(6)バリアフリーの推進、(7)踏切横断対策の推進の項において、基本的考え方や諸施策を記述。
70	3. 川崎駅周辺や身近な生活の場を充実させる	12	[都市像] 1「魅力ある川崎駅周辺や身近な生活の拠点を育みます」	区民提案の3つの項目を都市像の1つ目の柱「魅力ある川崎駅周辺や身近な生活の拠点を育みます」の(1)～(3)の項目で対応。表現はマスタープランとして調整している。
	災害に強く、魅力ある川崎駅周辺地区をつくる	12	[都市像] (1)魅力ある川崎駅周辺をめざします	・本市の「広域拠点」として、市街地の再開発を進め、多くの人が集まり、広域的に魅力ある川崎駅周辺地区をめざすことや、駅周辺の交通施設や歩行者空間のバリアフリー化を進め、にぎわいのある商店街があり、歩いて楽しめる快適な川崎駅周辺地区をめざす基本的な考え方を記述。 ・具体的な方針・施策については、都市構造及び土地利用の章において記述。

	歩行者にとって快適な川崎駅周辺地区をつくる	17  22	【都市構造】1(1)広域拠点としての川崎駅周辺地区の整備  【土地利用】1(1)川崎駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎駅周辺地区は、本市の中心的な「広域拠点」として、商業・業務、文化機能の集積を活かしながら、土地の計画的な高度利用と都市機能の更新・強化をめざすことや、隣接諸都市との交流や区内の地域連携を支える交通結節点の機能を高め、人に優しい駅前空間の整備に努める旨記述。</li> <li>・交通結節点機能の強化と回遊性の高い個性的なにぎわいのあるまちづくりや「広域拠点」にふさわしい都市景観の向上と都市緑化の推進の方針を記述。歩行者にとって快適なまちづくりを進めるために、「川崎駅周辺総合整備計画」に基づいて推進する旨記述。</li> <li>・せせらぎの導入については、マスタープランでは、記述していません。</li> </ul>
	外部から川崎区へ訪れる人にとっても生活している私たちにとっても魅力ある川崎駅周辺地区をつくる	同上	同上	同上
71	地域資源を活かした大師駅周辺地区をつくる	12 17 4 20 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>【都市像】(2)地域資源を活かした大師周辺地区を育みます</li> <li>【都市構造】1(2)歴史や自然を活かした大師地区の育成</li> <li>4(2)多摩川を活かしたまちを育みます</li> <li>20【土地利用】2(2)大師地区の歴史を活かした街なみの形成</li> <li>24(3)多摩川リバーサイド地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大師公園や多摩川等の地域資源を活かして、川崎大師の門前町として、歩いて楽しめる、回遊性の高い観光と商業のまちをめざし旨記述。</li> <li>・具体的な施策・方針については、都市構造、土地利用の章においても記述。</li> <li>・多摩川リバーサイド地区の基本的考え方についても、都市構造及び土地利用の章において記述。</li> <li>・貸し自転車の設置やレトロバスの運行、大師線地下化に伴う緑道整備については、マスタープランに記述していません。</li> </ul>

	人と人がふれあえる活気にみちた身近な商店街づくり	12	【都市像】(3)人と人がふれあえる活気にみちた身近な商店街を育みます	・歩きやすく安全で買物がしやすく、人が集まる商店街の形成や地区の特色を活かした、街なみ景観が整ったまちをめざす旨の基本的考え方を記述。
		17	【都市構造】1(3)生活拠点(大島地区、小田地区)の育成	・大師地区、田島地区、小田地区の商業地域は、買物などの日常生活を支える地区コミュニティの「生活拠点」として、近隣住民のための商店街の形成や、子育て世帯や高齢者等の生活を支援する生活関連サービス業の店舗や事務所の立地の適切な誘導をめざします旨記述。
		24	【土地利用】3人と人がふれあえる身近な商店街の活性化をめざします	・身近な商店街は、地区コミュニティの核として、多くの人が集まり、交流できる空間としていくために、買物客にとって安全で快適な空間とするための道路のバリアフリー化や自転車等駐車場の整備、空き店舗を活用したコミュニティの場づくり、街なみ景観の整備等、住民や商店街組織の発意による主体的なまちづくり活動を支援する旨記述。 ・大規模店舗の立地にあたっては、周辺環境への配慮を求めるとともに、出店後も、にぎわいや交流の場や地域のコミュニティの核として、防犯・環境美化等の地域活動への参加等、住民や事業者と連携したまちづくり活動を促進する旨記述。
72	4.安全で暮らしよいまち(住環境)をつくる	12	【都市像】2「安全で暮らしやすい住環境を育みます」	区民提案の3つの項目を都市像の2つ目の柱「安全で暮らしやすい住環境を育みます」の(1)~(3)の項目で対応。表現はマスタープランとして調整しています。
	安心して歩ける道づくり	12	2(1)安心して快適に歩ける道路をめざします	・狭い生活道路の拡幅の促進や歩道の整備により、誰もが安心して歩ける道をめざす旨、身近な公園などをつなぐ散策路の設定等、地域における住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援する旨記述。

	誰もが安心して歩ける道づくりを推進する	38	【交通体系】3歩行者・自転車・自動車が共存し、誰もが安心して歩ける安全で快適な生活道路を整備します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的施策については、交通体系の章において記述。(1)住宅地内の狭あいな生活道路の整備、(2)大規模工場等の土地利用転換における基盤整備、(3)地域の特性に応じた歩行者道・自転車道等の整備、(4)交通安全対策の実施、(5)自転車と共生するまち、(6)バリアフリーの推進、(7)踏切横断対策の推進の項において、基本的考え方や諸施策を記述。</li> <li>・個別箇所についての具体的整備については、マスタープランで記述していません。</li> <li>・生活道路の改善については、道路整備と交通規制を組み合わせた安全対策を交通管理者との連携により進めるとともに、地域の課題を的確に反映させるため、計画段階から市民との協働による取組を進める旨記述。</li> </ul>
	より快適な道づくりを推進する		同上	同上
	心地よい調和のとれた街並みをつくる	12	【都市像】2(2)心地よい調和の取れた街なみを育みます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の主体的な活動の支援により、木造密集住宅市街地の改善による、防災性の高いまちの形成をめざすこと、市民の交流の場となる公共施設のデザインの向上と地域の特性を活かした街なみ景観の形成をめざす旨記述。</li> <li>・具体的な施策の考え方は、都市構造、土地利用の章において記述。</li> </ul>
		18	【都市構造】2安全でくらしやすい住環境のまちを育みます	
		25	【土地利用】住宅地の住環境の改善と用途混在地区の改善をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦災復興土地区画整理事業等により道路や公園等の一定の都市基盤が整備されている地区は、「住環境調和エリア」として、生活道路等の基盤が未整備な木造密集住宅市街地は、「住環境向上エリア」として、土地利用の方向性を記述。</li> </ul>
73	地域コミュニティの連携により、災害に強いまち(住環境)を形成する	12	【都市像】(3)地域コミュニティの連携により、災害に強いまちをめざします	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立中学校等の地域防災拠点が整い、公園等が適正に配置された災害に強いまち、安全な避難路を確保し、安全で安心なまち、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、地区コミュニティにおける防災対策が強化されたまちをめざす旨記述。</li> </ul>
	ハード面としての防災対策を推進する	48	【都市防災】1災害に強い土地構造の形成をめざします	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策については、「地域防災計画」とも整合をはかり、都市防災の章において、具体的な施策の考え方を記述。</li> </ul>
		50	2安全に避難できるまちをめざします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用の適切な誘導として、公園・緑地等のオープンスペースの確保や臨海部の安全性向上、建築物の耐震・不燃化の促進等を記述。</li> <li>・地域防災拠点の整備や避難路の安全性の確保に関する考え方を記述。</li> </ul>

	地域コミュニティの形成などソフト面として防災対策を推進する	51	【都市防災】3地域コミュニティによる災害に強いまちを育みます	・災害に強いまちを形成するために、町内会・自治会や自主防災組織と連携して、地区の安全性について点検するなど、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援する旨記述。
74	5. 臨海部を変える	13	【都市像】5「臨海部の再生をめざします」	区民提案の3つの項目を都市像の5つ目の柱「臨海部の再生をめざします」の(1)～(2)の項目で対応。表現はマスタープランとして調整しているため、(1)で臨海部に水辺に親しめる公園・緑地の整備、(2)でもものづくり機能の高度化と研究開発の機能の融合した臨海部をめざす旨の基本的考え方を記述。
	臨海部に砂浜、海水浴場、海浜公園をつくる	19 42	【都市構造】緑や水の環境を活かした潤いのあるまちを育みます 【都市環境】2市民に開かれた、親水性豊かな臨海部の再生・整備をめざします	・自然豊かな水辺環境・水辺景観を活かした、海とのふれあいを可能とする港湾緑地の整備や内奥運河・東京湾に沿って広がる水辺空間については、「親水空間のネットワーク」の形成をめざして、大規模な工場跡地の土地利用転換の機会をとらえて、親水空間や緑地の整備を誘導し、水際線の親水化と市民利用に向けた整備を促進する旨記述。(p42) ・東扇島東緑地は、基幹的広域防災拠点として、災害時には、広域的な防災拠点の機能を持ちながら、平常時は、市内初の人工海浜として、市民が川崎の海にふれあえる親水性豊かな緑地として整備を進める旨記述。
	ハイテクのイメージと緑が充実した臨海部をつくる	27	【土地利用】5臨海部の産業再生・都市再生・環境再生をめざし、適切な土地利用誘導による新たな拠点形成をめざします。	・首都圏における地理的優位性や再拡張・国際化が予定される羽田空港との近接性を活かした既存産業の高度化・複合化や研究開発機能の集積、川崎港の機能強化と陸海空の交通結節点を活かした物流拠点の形成、先端的な環境技術の移転を通じた国際貢献に資する産業の集積をめざす地域として、これらを支える基盤施設の整備を進め、我が国を代表する産業拠点到ふさわしい、活力のある臨海部の再生をめざす旨記述。 ・事業所の緑化を促進するとともに、土地利用転換の機会をとらえた緑地やオープンスペースの創出を誘導し、多摩川や東京湾の水と緑を活かした環境づくりと防災性の向上をめざす旨記述。
	川崎は、日本初の発明が多く、これからもハイテクのイメージを強くする	同上	同上	同上

	未来の子供達のために、今こそ市民に開放された臨海部とする	19	【都市構造】緑や水の環境を活かした潤いのあるまちを育みます	(1)海に面し、海に開いたまちを育むとして、臨海部は、川崎区にとって、そして川崎市にとって貴重な財産である海を活かしたまちづくりを進める地域として、土地利用転換等の機会をとらえて、市民が海にアクセスすることができ、水に親しむことのできる空間の創造をめざす旨記述。
75	臨海部への交通アクセスを強化する	18	3(1)市街地と臨海部の連携	・川崎駅周辺地区を中心にして、既成市街地から海へ向かう3本の「海への軸」を位置づけ、道路における緑化や沿道の街なみ景観の誘導を図り、緑と景観の質の向上をめざす旨記述。
	大規模な工場跡地の利用は市民とともに考える	28	(2)臨海部における大規模な工場跡地等の土地利用転換の方針	・大規模な工場等跡地の土地利用転換に際しては、既存産業の高度化や新産業の創出等をめざす産業政策との協調や既成市街地と臨海部の土地利用や環境面での緩衝帯機能の向上、水と緑の環境の創出と地域の防災性の向上、周辺市街地の環境改善や市街地環境との調和といった視点から、計画的な土地利用の誘導に努める旨記述。

148	第5章 これからの取り組みに向けて			
148	浮島地区の開発に対して			・浮島地区の土地利用については、現段階において具体的な土地利用方針が出ていないことから、マスタープランには記述していません。
	キャンプ場に対して	16	【実現・推進方策】3市民と行政との協働のまちづくりの推進	・協働のまちづくり、市民主体のまちづくりの推進や市民主体のまちづくり活動支援の仕組みづくり、まちづくり提案制度の活用等の基本的考え方を記述しています。
	市民健康の森に対して	42	【都市環境】2(1)公園・緑地と親水空間の整備	・公園・緑地の整備等にあたっては、地域の特性を活かし市民の参加により進めます。浮島町公園は、「市民健康の森(海風の森)」として、市民による「海」の魅力を感じられるような森づくりの活動を支援します

	すぐ取り組むこと、長期的に取り組むこと	13【実現・推進方策】2都市計画マスタープランの進行管理	・まちづくりは、その目標の実現には、時間を要することから、長期的な見通しに立って取り組むことが必要です。マスタープランは、おおむね20年後の将来の都市像を展望し、目標に至る基本的方向を明らかにするものです。その実現の過程について進行管理し、その進捗状況を確認するとともに、策定後の状況の変化に対して、適切な政策判断が行われる必要があります。計画(Plan)を、実行に移し(Do)、その結果・成果を評価し(Check)、改善し(Action)、次の計画(Plan)へとつなげていく、マスタープラン実現・推進の進行管理の仕組みづくりについて記述。 ・計画熟度と実施主体について、語尾で使い分けています。
149	区民の役割、企業の役割、行政の役割	8【策定の趣旨と位置づけ】	
		12【実現・推進方策】1(2)市民、事業者、行政の役割分担と協働の考え方	・都市計画マスタープランは、長期的な視点に立った適切な都市計画を行うための指針として、さらに、区民提案の作成からマスタープランの決定の経路における一連の市民参加の過程を通じて、市民と行政が将来の都市像について共有し、まちづくりの目標や道筋に関する共通の理解を深めることも目的としています。市民と行政とが共に作りあげたマスタープランを実現し、推進していくために、市民、事業者、市の役割を整理しています。
	区民のまちづくり活動に対して	同上	同上